

○大分市廃棄物処理施設条例

昭和47年3月29日  
条例第7号

大分市清掃施設条例(昭和39年大分市条例第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、本市の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18条例53・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 大分市福宗環境センター 大分市大字福宗618番地
- (2) 大分市佐野清掃センター 大分市大字佐野3400番地の10
- (3) 大分市大洲園処理場 大分市西新地一丁目7番3号
- (4) 大分市関崎清浄園 大分市大字佐賀関2の4057番地の1

(昭61条例25・全改、平14条例39・平16条例42・平18条例9・一部改正、平18条例53・旧第3条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第3条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、施設をき損するおそれがあるとき、その他必要があるときは、施設の使用を許可しないことができる。

(平18条例53・旧第4条繰上)

(使用条件)

第4条 市長は、施設の使用を許可するにあたっては管理上必要な使用条件を付することができる。

(平18条例53・旧第5条繰上)

(使用料)

第5条 第3条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において、市長が返還することを相当と認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(昭51条例7・昭61条例25・平5条例25・一部改正、平18条例53・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、感染症その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(平11条例6・一部改正、平18条例53・旧第7条繰上)

(損害賠償)

第7条 施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところによりこれを原型に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(昭61条例25・一部改正、平18条例53・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例53・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第21号)

この条例は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年条例第8号)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表のごみ埋立場の項の規定は、昭和55年10月1日以後の使用料から適用し、昭和55年9月30日までの使用料については、なお従前の例による。  
附 則(昭和56年条例第23号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(昭和61年条例第25号)  
この条例は、昭和61年9月1日から施行する。  
附 則(平成3年条例第31号)抄
- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 第3条の規定による改正後の大分市廃棄物処理施設条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成5年条例第25号)
- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成9年条例第9号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成11年条例第6号)  
この条例は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則(平成14年条例第39号)  
この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年条例第38号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成16年条例第42号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。  
(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に佐賀関町廃棄物処理施設条例(昭和50年佐賀関町条例第20号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大分市廃棄物処理施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に佐賀関町条例第4条第1項の規定により佐賀関町長が行った許可に係る使用料の額は、改正後の第6条の規定にかかわらず、佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号)の例による。  
附 則(平成18年条例第9号)  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則(平成18年条例第53号)  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成25年条例第41号)  
(施行期日)
- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成26年7月1日から、第3条及び附則第4項の規定は平成26年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の別表の規定は、平成26年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(令和元年条例第51号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(平5条例25・全改、平9条例9・平15条例38・平25条例41・令元条例51・一部改正)

区分	金額
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物	10キログラムまでごとに100円
一般家庭から生じた廃棄物	10キログラムまでごとに35円

備考

- 1 この表において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 2 この表において「産業廃棄物」とは、法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、[大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例\(平成5年大分市条例第24号\)第24条](#)に規定する一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物をいう。
- 3 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入量が350キログラムを超えるものは、事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物とみなして使用料を徴収する。